

池田 溫君の『中国古代籍帳研究—概観・録文—』 に対する授賞審査要旨

本書は「概観」と「録文」と題する二つの部分から成立している。

中国歴代の王朝は、秦漢以来、人民支配の基盤となる戸籍を作成し、また税役賦課の台帳として計帳を作ったが、これらの籍帳が実際にどのようなものであったか久しい間不明になっていた。二十世紀になって、イギリス・フランス・ドイツ・ロシア・日本などによる内陸アジア探検が行われ、莫大な数量の文献が発見されるに及んで、その中に戸籍類の現物が少ながらずあることが知られるようになつた。著者は「概観」の序章において、まず籍帳制度が中国史の著しい特色であることを指摘した後に、各国の学者、特に多くの日本の学者が、敦煌や吐魯番で発見された戸籍類の研究を行ってきた沿革を辿り、研究史を略述している。

「概観」の第一章は「古代籍帳制度の形成」と題し、「一、籍帳の源流」として、西周前期の大盂鼎など、金文の記載その他を論じ、「二、戦国・秦代の戸籍」では、秦を中心商鞅の変法以降の変遷を考え、湖北省江陵地区の雲夢県睡虎地秦墓から発見された竹簡を史料として用いている。次いで「三、漢代の簿籍」においては、戸口・田土・資産の登録が高度に発達した漢代の情況を、江陵県鳳凰山の漢墓出土、内蒙古自治区居延出土、の木簡を史料として考

察している。

第二章は「古代籍帳制度の変質」という題で、「一、魏晉南北朝の戸籍」について、身分秩序を重視したこの時代の風潮が戸籍によく現れていること、身分の公的書証としての戸籍が、長期にわたって保存されると同時に、巧偽の記載が多かったことを論じ、「二、十六国時代の戸籍」では、現存する最古の戸籍として、敦煌で発見された西涼の建初一二年（西暦四一六）のそれを説明し、更に「三、北朝時代の籍帳」として、西魏の大統一三年丁卯（五四七）に書かれたと認められる敦煌発見の「計帳様文書」について、詳細な検討を行い、史書では知ることのできなかつた土地・税役制度の叙述を行つてゐる。

第三章は「古代籍帳制度の完成と崩壊」と題して、隋唐時代を取扱つてゐる。「一、隋代の籍帳整備」では、統一王朝としての隋が、軍と民との区別を廃して一元的にこれを把握した状況を説明し、「二、唐代の造籍」においては戸籍を造るための諸規定、戸主が戸口田宅の状況を記して里正に提出する手実の利用、現存する唐代戸籍の外形と書式、籍帳にみえる個々人についての記載の誤を首尾検によって修正する貌定、資産によつて戸の等級を区分する定戸、戸籍が作られた年次、毎年作成された計帳の編成、を叙述しており、「三、開元敦煌籍に現れた検括の痕迹」では、則天武后時代から玄宗の開元初期の戸籍が不正確で弛緩状況がみられるに拘らず、開元一〇年（七二二）籍草稿その他において検括や徵兵の行われた痕が認められることを述べ、それを宇文融の括戸政策と関係があるものと考え、「四、天宝敦煌籍に現れた偽濫傾向」では、天宝六載（七四七）籍において戸当たりの口数が甚だ多く、また男女数の不均衡がみられるなど、偽濫の傾向が認められること、その原因として考課を意識した官人の作為があつたことなど

を説明している。「五、敦煌差科簿の推移—丁中把握の弛緩」においては、県が管内の人民を役務に徵発するための名簿台帳として作成した差科簿について、その研究史、主要文書の原型と天宝一〇載（七五）頃とみられるその年代、登録の対象、作成の手続、異なる地区の間の負担の不均衡、差科の特質、大曆八年（七七三）の作成とみられる差科簿の形骸化について述べ、最後に「六、安史乱後の籍帳の壊廃傾向—大曆四年敦煌手実を手がかりとして」と題して、大曆四年（七六九）手実の外形、登載戸口の激減、田土登録の名目化を論じ、全国戸口統計にみえる戸口数が大曆年間に下限に達した事実がこれと関係のあることに注目している。

「錄文」は本書の根幹を為すもので、著者は敦煌・吐魯番などで発見されながら、現在中国・日本・イギリス・フランス・東ドイツ・ソ連邦に分散して保存されている文書の中から、「籍帳・差科簿」と題して敦煌籍帳一五種、吐魯番籍帳五九種、差科簿四種の計七八種、「諸種文書」と題して各種の文書二三八種、総計三一六種を選び、その全文を読んでこれを錄文として掲載し、問題点を注記しており、また採録した文書の中で重要なものの一六種について写真を掲げている。五四一頁に及ぶこの錄文集は、西暦五世紀から一〇世紀にわたる中国の制度史・社会史・経済史研究の基本史料となるばかりでなく、中国の律令制の影響を受けた日本その他の近隣諸国の歴史研究にとっても、重要な寄与をするものである。錄文の読み方の細部には異論もあって、今後修正の行われる個所もあるが、本書が籍帳を中心とする文書の研究に、一時期を劃する貢献をしたことは明らかである。